

告示

埼玉県告示第六百八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年八月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 許可番号

第二〇二〇―一〇―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県三郷市彦糸二丁目、彦音二丁目及び彦成二丁目の一部

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七万千七百五十三立方メートル